

## 砥部町環境連絡会議設置要綱

平成 31 年 3 月 29 日

砥部町訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、砥部町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を円滑かつ効果的に推進するため、砥部町環境連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の効率的推進に関すること。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制等の措置に関すること。
- (4) 温室効果ガスの総排出量等の数値に関すること。
- (5) 実行計画の評価及び点検に関すること。
- (6) 実行計画の公表に関すること。
- (7) その他温暖化対策に関する重要事項についての連絡、協議及び調整に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、町民課長、町民課長補佐及び町民課長を除く課等の長が推薦する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には町民課長を、副会長には町民課長補佐をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、役職により環境連絡会議の委員となっているものがその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

- 2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長は、連絡会議の会務を総理し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。  
(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、町民課環境衛生係において処理する。  
(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日訓令7号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。